

# コーポレートガバナンスと労働組合の役割について

鈴木 裕子  
(連合経済政策局部長)

コーポレートガバナンスは企業の社会的責任（CSR）の基礎をなす最も重要な要素の1つである。その目的は、持続的な企業価値の向上であり、そのための仕組み、制度・慣行を整備する必要がある。

コーポレートガバナンスの主体は株主、経営者だけでなく、企業のステークホルダーである従業員（労働組合）、顧客、取引先、地域社会などが含まれる。

労働組合として働く者の立場から、企業の活動や事業のあり方についてチェック・提言機能を発揮し、コーポレートガバナンスへ主体性をもって積極的に参加することで、企業の透明・公正性を高め、企業の社会的責任の

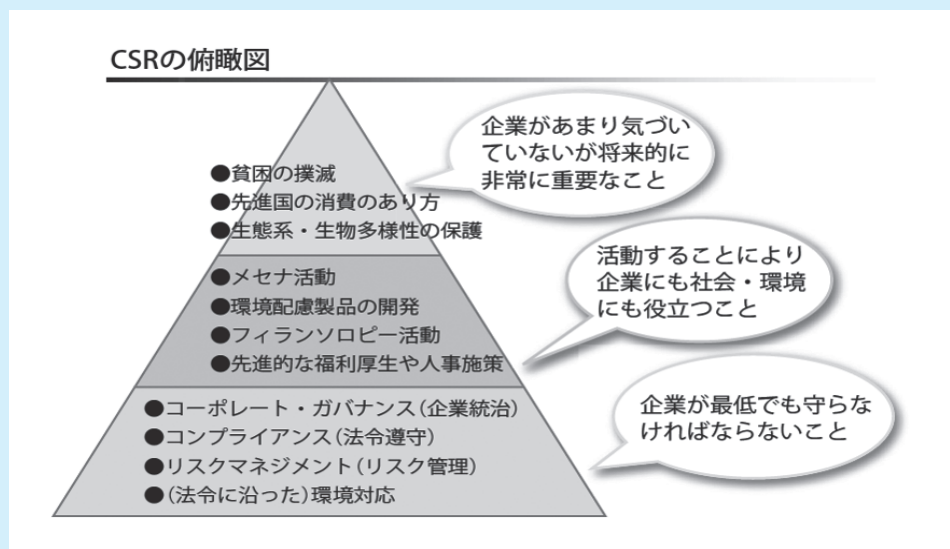
推進を強化するとともに、企業の持続的成長につなげていくことが重要である。（図1）

## 1. 連合としてのこれまでの取り組み

コーポレートガバナンスに関する連合の取り組みとしては、大きく2点ある。

1点目は、法整備など政策・制度実現の取り組みである。これまで、持続的な企業価値の向上という観点から、労働者をはじめとする多様なステークホルダー（利害関係者）の利益への配慮を含む企業統治を実現するための会社法制の整備を求めてきた。2014年6月の会社法改正にあたっては、検討段階である法制審議会会社法制部会に連合から委員とし

（図1）企業の社会的責任（CSR）の基礎となるコーポレートガバナンス



出所：岡本享二（2007）「進化するCSR」『プラントエンジニア』2007年10月号

て参加し、積極的に意見を発信し反映に努めた。部会において従業員選任監査役制度の創設や企業統治における従業員からの情報提供の重要性を主張した結果、法案要綱に「監査を支える体制や監査役による使用人からの情報収集に関する体制に係る規定の充実・具体化を図る」との規定が省令で定める事項として盛り込まれた。

2点目は企業の情報開示、モニタリング（監視）への関与である。CSRへの取り組みの一環として、コーポレートガバナンスを含むCSRの課題を労使協議の対象とし、企業が情報開示や説明責任を果たすよう求めるとともに、労働組合として、フォローアップ・モニタリングに関与するよう取り組みを進めてきた。

## 2. コーポレートガバナンス・コードに対する評価と労働組合に求められる対応

2015年6月に東京証券取引所は「コーポレートガバナンス・コード」（以下、本コード）を策定・公表し、上場企業に本コードが適用されることとなった。本コードにおける「会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上」という目的は、連合の考えと基本的に合致するものである。企業は、成長戦略の名のもとに経営効率向上や競争力強化だけに偏重することがないように、社会的責任の観点を踏まえ、本コードを適切に実践していくことが求められ、その体制整備を行う必要がある。

連合は同年4月、労働組合としての本コードへの対応を次の通り整理し、コーポレートガバナンスへの積極的な関与に向け、取り組みを進めている。

### (1) コーポレートガバナンス・コードに対する評価

本コードの基本原則2における「（従業員を含む）株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めるべき」との考え方は、連合がコーポレートガバナンスにおいて重視してきたことであり、賛同できるものである。とりわけ従業員は、より密接・長期に会社に

関係する重要なステークホルダーであることから、その役割を果たすためには会社と労働組合の積極的な対話が必要である。

また、原則2-3「社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである」、原則2-4「社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進するべきである」との原則が盛り込まれたことは、近時これらの課題に対する要請の高まりを踏まえたものであり、評価できる。

しかしその一方で、女性の活躍促進については、働く女性の過半数を占める非正規労働者の女性への対応が不十分であるなどの問題も懸念されるところであり、すべての女性労働者がやりがいをもって活躍できる観点からの環境整備を含め適切な対応が求められる。

さらに、基本原則3において、財務情報・非財務情報（ESG（環境、社会、統治）など）について「法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべき」、「そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである」と示したことは、株主（機関投資家）との建設的な対話や責任投資の促進に資するものであると評価する。

### (2) 労働組合に求められる対応

労働組合は、多様性が尊重され個々の能力が最大限発揮できる職場環境の整備等に向けて、また、企業のESG問題への積極的・能動的な取り組みを促すために、労働組合への情報提供や協議など、ステークホルダーとの積極的な協働を促進するよう、会社に働きかけることが重要である。

労働組合に求められる具体的な対応として、従業員の立場から、コーポレートガバナンスが適切に機能しているかを監視・チェックし、必要に応じて提言を行うことが重要である。まずは、労使協議や労使委員会等の場において、本コードを踏まえた取り組みの実施状況について会社に説明・協議を求め

(表1)「コーポレートガバナンス・コード」

<p><b>【基本原則 2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働】</b></p> <p>上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。</p> <p>取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。</p> <p>原則 2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定 原則 2-2. 会社の行動準則の策定・実践 原則 2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題 原則 2-4. 女性の活躍促進を含む社内多様性の確保 原則 2-5. 内部通報</p>
<p><b>【基本原則 3. 適切な情報開示と透明性の確保】</b></p> <p>上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。</p> <p>その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。</p> <p>原則 3-1. 情報開示の充実 原則 3-2. 外部会計監査人</p>

出所：株式会社東京証券取引所（2015）「コーポレートガバナンス・コード」より連合作成

るなど、労働組合としてのチェック・提言機能を果たしていく。

また、必要に応じて、上場規則において開示が求められている項目について、会社のコーポレートガバナンス報告書等で適切に開示されているか、その内容を確認する。

その上で、企業の持続的な成長や中長期的な企業価値の向上の観点から、本コードにおける原則（基本原則・原則・補充原則）の中で、特に会社に求めるべき項目を以下の通り示す（上場規則において開示が求められていない原則も含む）。

**〔労働組合として特に会社に求める項目〕**

- ・ 会社の経営理念、経営戦略、経営計画、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や基本方針等について、適切な情報提供・説明および協議の実施。（原則3-1参照）
- ・ 企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、経営幹部・取締役（社外取締役を含む）と従業員（労働組合）との対話を通じた職場の実態や課題の把握、

および適切な改善の実施。（基本原則2参照）

- ・ 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について適切な対応の実施、とりわけESG問題への積極的・能動的な取り組みの実施や、これらの課題に係る情報や取り組みについての開示。（原則2-3参照）
- ・ 企業や企業をとりまくサプライチェーンの持続的成長の観点から、OECD多国籍企業行動指針などを踏まえた自社に留まらずサプライチェーン全体での社会・環境問題などへの取り組みの推進。
- ・ 社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保の推進、そのための環境整備、およびその取り組みについての開示。（原則2-4参照）
- ・ 内部通報について、経営陣から独立した内部通報窓口の設置、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律の整備。（原則2-5参照）（表1）

連合は、これらの対応について構成組織への周知を行うとともに、2015年8月には、





また、2015年9月、公的年金の管理運用を行う年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は、国連の責任投資原則であるPRI<sup>1</sup>に署名し、2016年には公的年金の運用にESG投資の概念を導入するなど、わが国の機関投資家において企業のESG課題への取り組みに着目した投資が拡大しつつある。

企業におけるESGの取り組みやその開示の促進は、機関投資家によるESG投資においてその開示内容の評価が進み、企業のESG課題への取り組みの促進につながる。このことが、企業の持続的な成長につながり、ひいては健全で持続可能な経済成長に寄与するものと考えられる。労働組合として、両コードの推進に向け、これらの情報開示を会社に促す取り組みを進めることが重要である。

## （2）内部通報制度の整備

昨今、労働法令違反や過労死・過労自殺、不正会計、製品性能データの改竄など企業不祥事があとを絶たない。ひとたびこのような問題が生じれば、企業の存続にも関わるほどの企業価値の毀損を招く可能性がある。これらを未然に防ぐためには、労働組合によるチェック・提言の強化に加え、原則2-5に示されている「内部通報制度」の点検・整備が重要である。

労働組合は会社に対して、公益通報者保護法とそのガイドラインの内容を確実に履行させること、また、それだけでは労働者の保護と救済が不十分であることから労使の協議と確認を通じて実効性ある制度とするた

めに取り組む必要がある。

具体的には、組合内部および労使協議などを通じて、規定（協定）の内容や運用状況を点検し、整備・補強する必要がある。また、労使での確認事項を含め、法と制度について周知するよう会社に求め、さらに、組合員はもとより組合員でない事業所の労働者に対しても可能な限り情報提供を行い、周知をはかるべく取り組みを進める必要がある。

## 4. 今後の取り組み

コーポレートガバナンスの強化による持続的な企業価値の向上は、働く者の雇用の安定と労働条件の維持・向上の基盤である。また、労働組合がコーポレートガバナンスへ積極的に参加し、企業の社会的責任の推進を求めていくことは、連合がめざす「働くことを軸とする安心社会」を支える基盤である公正で持続可能な社会の形成をはかるうえで極めて重要である。

連合は、引き続き、企業におけるコーポレートガバナンスの強化に向けて、労働組合としての関わりを促進するべく、構成組織、単組、組合員への理解・浸透をはかっていく。

また、本コードの3年ごとの見直しにおいて、企業による情報開示の促進につながる改善がなされるよう、政府や関係機関への働きかけを進めていく。

---

1 国連責任投資原則とは、機関投資家がESG課題を投資の意思決定や所有習慣に組み込み、受益者のために長期的な投資成果を向上させることを目的とした6つの原則。